

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

鳥取厚生年金 事案 288 (事案 152 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和46年4月1日から56年3月31日までA社及び同社の業務の一部を移行した系列の新会社であるB社に継続して勤務していたので、両社のどちらかで、厚生年金保険に加入し、保険料についても給与から控除されていたはずなので、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、A社での被保険者資格を昭和49年8月1日に喪失した後、B社(昭和49年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となる。)で同資格を取得する同年10月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。申立人には、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関係資料及び周辺事情が無い上、雇用保険加入記録も確認できず、申立人が同時期に転籍したとして氏名を挙げた同僚にも、申立期間の厚生年金保険料の控除の事実がうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月10日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人が新たに挙げた申立期間当時に両社で役員であった者

1人、及び当委員会において、今回新たに連絡先の判明した同様の役員1人の計2人は、いずれも「両社の事業主は同一人物で、両社は同じ敷地内にあり、B社は、A社の技術部門を移行して設立したものであるが、移行後の業務内容も同じであった。申立人は申立期間も業務内容に変更はなく、継続して勤務していた。」と供述しており、申立人が申立期間にA社若しくはB社に勤務していたと認められる。

また、両役員は、「申立期間当時、両社の給与体系に区別は無く、申立期間は継続して給与も支払われ、厚生年金保険料がその間控除されていなかったとは考えられない。B社が適用事業所となるまでは、A社で加入させていたはずであり、当時の経理担当者が誤った資格喪失届を提出したのではないか。」とも供述している。

事実、今回新たに連絡先の判明した役員は、オンライン記録によると、申立期間の3か月後の昭和50年1月1日付けで、A社からB社へ転籍しているが、同役員のA社での資格喪失日は49年12月31日、B社での資格取得日は50年1月1日となっており、49年12月の1か月の被保険者記録が無く、当時の経理担当者の手続に不適切な状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者としてA社の事業主により給与から保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年10月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主は既に死亡しており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年12月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月18日から45年1月1日まで
昭和28年4月から平成9年12月まで継続してB社のグループ会社に勤務したにもかかわらず、昭和44年12月にC社からA社に転勤した際の申立期間の厚生年金保険の記録が途切れていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

D社（B社グループの総務事務を担当する会社）の人事記録及び回答書から判断すると、申立人は昭和28年4月から平成9年12月まで継続してB社のグループ会社に勤務（昭和44年12月1日にC社からA社に異動）し、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年1月のオンライン記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、社会保険事務所は申立人に係る昭和44年12月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

鳥取国民年金 事案 245（事案 73 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 61 年 9 月まで

昭和 61 年ごろ、テレビ等で 40 歳から保険料を納付し始めても年金をもらうことができると聞き、A 市役所に相談したところ、可能とのことであったので、当時内縁関係にあった夫の保険料と合わせて約 40 万円（内縁の夫の保険料 15 万円ぐらい、自分の保険料 25 万円ぐらい）を、自宅近くの B 銀行 C 支店の窓口へ持参して納付したのに、未納となっていることに納得できない。

なお、内縁の夫の運転免許の更新等の理由から、昭和 61 年ごろには既に夫の住所地が A 市にあったはずである。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は当初、申立期間を含む昭和 57 年 4 月から 61 年 9 月までの期間他の国民年金保険料について、平成元年 3 月ごろに A 市役所で年金相談を行った際、当時内縁関係にあった夫（以下「夫」という。）の保険料とあわせて同市役所で納付したとして申立てを行っていたが、申立期間は時効により保険料を納付することができず、あわせて保険料を納付したとする夫は、平成元年 3 月時点では国民年金に未加入であるほか、住所地が A 市になかったと考えられるため、制度上、同人とあわせて A 市に保険料を納付することはできないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 9 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、夫の運転免許の更新等の理由から、昭和 61 年ごろには既に夫の住所地が A 市にあり、同市で申立期間に係る国民年金保険料を

納付することが可能であったこと、また、保険料の納付については、平成元年3月ごろではなく、昭和61年9月ごろに、夫とあわせた申立人の保険料を同市が発行した過年度保険料の納付書により、自宅近くのB銀行C支店で納付したはずだとして、再申立てを行ったものである。

再申立てを受けて、昭和61年当時の夫の本籍地であるD市に照会したところ、既に当時の戸籍の附票は廃棄されているが、夫とともに53年にE市からA市に転居した後の58年2月に夫の国民年金の資格喪失手続きがE市で行われていること、及び、仮に61年ごろ夫の住所地がA市にあり、国民年金に加入しているのであれば、同市には夫の被保険者名簿が存在するはずであるが、同名簿が見当たらないことを踏まえると、同年ごろの申立人の夫の住所地は同市でなかった可能性が高いものと考えられる。

また、B銀行C支店に照会したところ、保存期限経過により、申立期間当時の帳票等は既に廃棄していることから、申立期間の保険料を納付した事実を確認することはできないものの、時効により、申立期間の保険料を一括で納付することはできない上、申立期間当時、A市では過年度保険料の納付書を発行することは無いとしており、申立人の主張と矛盾する。

これらを総合的に判断すると、申立人の新たな主張は委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鳥取国民年金 事案 246（事案 72 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 61 年 9 月まで

昭和 61 年ごろ、当時内縁関係にあった妻がテレビ等で 40 歳から保険料を納付し始めても年金をもらうことができると聞き、A 市役所に相談したところ、可能とのことであったので、内縁の妻が夫婦合わせて約 40 万円（自分の保険料 15 万円ぐらい、内縁の妻の保険料 25 万円ぐらい）を、自宅近くの B 銀行 C 支店の窓口へ持参して納付したのに、未納となっていることに納得できない。

なお、運転免許の更新等の理由から、昭和 61 年ごろには既に住所地が A 市にあったはずである。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、申立期間を含む昭和 57 年 4 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料について、当時内縁関係にあった妻が平成元年 3 月ごろに A 市役所で年金相談を行った際に申立人の保険料とあわせて同市役所で納付したとして申立てを行っていたが、平成元年 3 月時点において、申立人は、国民年金に未加入である上、申立期間の保険料は時効が到来しており、さらに申立人の住所地は A 市に無かったと考えられるため、制度上、A 市に保険料を納付することはできないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 9 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、運転免許の更新等の理由から、昭和 61 年ごろには既に住所地が A 市にあり、同市に申立期間に係る国民年金保険料を納付することが可能であったこと、また、保険料の納付については、平成元年 3 月

ごろではなく、昭和 61 年 9 月ごろに、内縁の妻とあわせた申立人の保険料を同市が発行した過年度保険料の納付書により、自宅近くの B 銀行 C 支店で納付したはずだとして、再申立てを行ったものである。

再申立てを受けて、昭和 61 年当時の申立人の本籍地である D 市に照会したところ、既に当時の戸籍の附票は廃棄されているが、申立人が 53 年に E 市から A 市に転居した後の 58 年 2 月に国民年金の資格喪失手続きが E 市で行われていること、及び、仮に 61 年ごろ申立人の住所地が A 市にあり、国民年金に加入しているのであれば、同市には申立人の被保険者名簿が存在するはずであるが、同名簿が見当たらないことを踏まえると、同年ごろの住所地は同市になかった可能性が高いものと考えられる。

また、B 銀行 C 支店に照会したところ、保存期限経過により、申立期間当時の帳票等は既に廃棄していることから、申立期間の保険料を納付した事実を確認することはできないものの、申立期間当時、A 市では過年度保険料の納付書を発行することは無いとしており、申立人の主張と矛盾する。

これらを総合的に判断すると、申立人の新たな主張は委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から59年3月まで
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。A区役所B出張所の女性職員に国民年金の加入は義務であると言われ、その数か月後に加入手続を行い、保険料の納付を行ったはずである。
申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和60年7月19日にA区において払い出されており、56年*月*日にさかのぼって資格を取得していることが確認できるが、手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち同年2月から58年3月までの保険料は、時効により納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の保険料を口座振替で納付したとしているが、申立期間のうち、時効の到来していない昭和58年4月から59年3月までの保険料については、手帳記号番号払出時点において過年度保険料であるが、過年度保険料を収納していたC社会保険事務所(当時)では、過年度保険料は口座振替での収納を行っていないとしており、申立内容と符合しない。

さらに、申立期間の年度別納付状況リストに申立人の名前は見当たらない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情もみられない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 19 日から同年 12 月 18 日まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、A 県の中学校を卒業後、集団就職により、B 市にあった C 社でダンボール箱の製函作業に従事していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

改製原戸籍の附票により、申立人の住所地は、昭和 33 年 4 月 19 日に A 県から B 市の C 社の所在地に、同年 12 月 19 日に同社の所在地から D 市に、それぞれ異動していることが確認できることから、申立人は、申立期間において、同社に住み込みで勤務していたと認められる。

しかし、商業登記簿によると、C 社は昭和 59 年に解散していることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡していることから、同社における申立期間当時の厚生年金保険の加入基準及び申立人の保険料控除の実態について確認することができない。

また、申立人は、C 社には申立期間当時 20 人程度の従業員が勤務していたとしているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が就職した昭和 33 年 4 月 19 日時点の被保険者数は 7 人（事業主及び事業主の子 2 人を含む。）、退職した同年 12 月 18 日時点の被保険者数は 6 人（上記に同じ。）であり、従業員数と被保険者数がかい離していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によれば、C社では、厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年5月22日から、申立人が退職する33年12月18日までの期間に13人が被保険者資格を取得しているが、このうち事業主及び事業主の子2人を除く10人のうち8人は同業他社であるE事業所からの転籍者であることが確認でき、C社においては、当該期間当時、申立人と同様に中学校新卒者で、就職後、速やかに被保険者資格を取得している者はいない。

加えて、オンライン記録によれば、申立人が退職した直後の昭和34年1月1日に、申立人より1歳年上の従業員2人がC社において被保険者資格を取得しているが、同人らの供述から、同人らも同業他社であるF社からの転籍者であることが確認できる上、C社への転籍時期は33年10月であり、C社では、同業他社において勤務経験があった者でさえ、3か月程度の試用期間が設けられていたことがうかがえる。

その上、上記の1歳年上の従業員から12か月程度勤務していたとみられる同僚の氏名が確認できたが、当該同僚の氏名は、前述の被保険者名簿に無い。

これらのことから、C社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったものと認められる。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。